

登録簿

届 出 番 号	14	-	1	-	10	開 始 年 月 日	平成19年08月24日		変 更 年 月 日	令和8年01月20日	
局コード	116	局名	生活文化局			部コード	14	部名	消費生活部		
課コード	1	課名	企画調整課								
同一の事務を所管する課			相談課(東京都消費生活総合センター)、地域福祉課(福祉局 生活福祉部)、貸金業対策課(産業労								
保有個人情報を取り扱う事務の名称			東京都多重債務問題対策協議会								
保有個人情報を取り扱う事務の目的			東京都における多重債務問題対策の推進に必要な事項を協議する。								
保有個人情報の対象者の範囲			東京都多重債務問題対策協議会及び同協議会部会委員								
保有個人情報の記録項目	基本的事項		心身の状況	家族状況等	社会生活等			その他			
	☐ 個人番号 ☐ 識別番号 ☒ 氏名 ☐ 国籍 ☐ 本籍 ☐ 年齢 ☐ 生年月日 ☐ 性別 ☒ 住所 ☒ 電話番号 ☒ 電子メールアドレス		☐ 健康状態 ☐ 病歴 ☐ 身体の特徴	☐ 家族状況 ☐ 親族関係 ☐ 婚姻	☒ 職業 ☒ 職歴 ☐ 思想 ☐ 学歴 ☐ 学業 ☐ 信教 ☐ 資格 ☐ 賞罰 ☐ 信条 ☐ 成績 ☐ 評価 ☐ 社会的差別の原因となる個人情報* ☐ 財産 ☐ 収入 ☐ 納税状況 ☐ 公的扶助 ☐ 趣味			☒ 口座情報 ☐ その他*			
保有個人情報の処理形態			☒ 電磁的記録以外 ☒ 電磁的記録 ☐ オンライン結合								
保有個人情報の主な収集先			☒ 本人 ☐ 本人以外 ☐ 都の当該機関内等 ☐ 他の都の機関等 ☐ 他の官公庁 ☐ 民間・私人 ☐ その他*								
保有個人情報の経常的な目的外利用・提供先			☒ 無 ☐ 有 ☐ 都の当該機関内等 ☐ 他の都の機関等 ☐ 他の官公庁 ☐ 民間・私人 ☐ その他* ☐ 目的外利用 ☐ 目的外提供 ☐ 法69条 1項 ☐ 法69条 2項 1号 ☐ 法69条 2項 2号 ☐ 法69条 2項 3号 ☐ 法69条 2項 4号								
外部委託・指定管理者による代行の有無			委託 ☐ 無 ☒ 有* 再委託 ☒ 無 ☐ 有* 代行 ☒ 無 ☐ 有*								
備考			委託内容:速記録作成事務 *を付した項目について 具体的内容等を記載								
事務を廃止した場合			廃止年月日:						文書保存期限:		